

施策体系図

まちづくりの目標	施策名	施策の目的	施策小項目
第1章 ふれあい・交流・協働 のまちづくり (市民交流部門)	第1節 コミュニティ活動の推進	・すべての人と人との結びつき、相互に理解し深く関わりあう地域社会の実現をめざします。	(1) 自治会活動の支援 (2) コミュニティ活動の支援
	第2節 女と男が互いに認め合う社会づくり	・すべての男女が自分らしく生きることができる社会をめざします。 ・配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会をめざします。	(1) 男女共同参画の意識づくり (2) 男女共同参画の環境づくり (3) 男女共同参画推進の体制づくり (4) 男女がともに働きやすい環境づくり (5) 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり
	第3節 平和で思いやりのある地域社会づくり	・戦争の悲惨さが理解され、争いのない平和な社会をめざします。 ・優しさと思いやりにあふれ、お互いの人権を尊重し合えるまちをめざします。	(1) 平和意識の高揚 (2) 人権教育・同和教育の推進 (3) 人権啓発活動の推進 (4) 市民相談の充実
	第4節 国際性豊かなまちづくり	・外国人を含むすべての市民が暮らしやすい「多文化共生社会」をめざします。 ・外国の地域と交流することで国際的な理解が深まることをめざします。	(1) 多文化共生の推進 (2) 国際交流の充実
	第5節 都市間交流における人づくり	・異なる都市、地域の文化などに触れることで、郷土への愛着を高めるとともに、人と人との交流が深まることをめざします。	(1) 国内交流の充実
	第6節 市民参加のまちづくり	・市民が自らの意志に基づいてまちづくりに参加できる環境と機会の充実をめざします。 ・市民と行政がそれぞれの資源や知恵を持ち寄り、一緒にまちづくりを進めていくことをめざします。 ・市民活動が活性化することをめざします。	(1) 市民参画の推進 (2) 市民と行政による協働の推進 (3) 市民活動の支援
第2章 元気・健やか・幸せの まちづくり (健康福祉部門)	第1節 市民が参加する福祉のまちづくり	・だれもが住み慣れた地域で安心した生活を送れることをめざします。	(1) 地域福祉活動の支援 (2) 福祉意識の醸成 (3) 支援体制の構築
	第2節 未来を育む児童福祉の推進	・子どもたちが健やかに自分らしく成長できる地域社会を築きます。	(1) 地域における子育ての支援 (2) 子どもの健やかな成長の支援 (3) 子育て環境の整備
	第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	・高齢者が安心して住みなれた地域でいつまでも自立した生活ができることをめざします。	(1) 高齢者の社会参加の促進 (2) 高齢者の日常生活の支援 (3) 介護予防の充実 (4) 介護保険事業の充実
	第4節 みんなが支えあう障がい者(児)福祉の推進	・障がい者が地域の中で地域の人々と安心して暮らせる社会をめざします。	(1) 障がい者の地域生活の支援 (2) 保健・医療との連携 (3) 障がい者の社会参加の促進
	第5節 生涯を通じた健康づくりの推進	・市民が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと生活することをめざします。	(1) 食育の推進 (2) 母子保健の充実 (3) 生活習慣病予防の推進 (4) 感染症予防の推進 (5) 歯科口腔保健の推進
	第6節 スポーツによる健康・体力づくり	・市民が、心身の健全な発達と健康保持ができるよう、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。	(1) 健康・体力づくりの推進 (2) スポーツ、レクリエーション活動の支援 (3) スポーツ環境の整備
	第7節 地域医療体制の充実	・誰もが適切な医療を受けられる環境の整備をめざします。	(1) 医療情報の発信 (2) 救急医療体制の充実 (3) 在宅医療の推進

まちづくりの目標	施策名	施策の目的	施策小項目
第2章 元気・健やか・幸せの まちづくり (健康福祉部門)	第8節 健康保険・年金による社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ・病気、怪我などへの保険給付を適切に行うことにより、生活の安定と福祉の向上をめざします。 ・老後の生活を支える年金制度が安定的に維持されることをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険給付の適正化 (2) 国民健康保険財政の健全運営 (3) 国民年金の制度周知
	第9節 自立支援と生活保障	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を保障するとともに、経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を助長します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護制度の適正な運用 (2) 生活困窮者自立支援事業の充実
第3章 うるおい・安心・快適 なまちづくり (生活環境部門)	第1節 調和のとれた住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的で、安全で良好な住環境が形成されていることをめざします。 ・生活を営む上で必要な居住環境を提供することをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 良好な宅地開発の促進 (2) 地区計画制度の活用 (3) 魅力的な地域景観の形成 (4) 公的住宅の供給促進
	第2節 みどり豊かなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑に囲まれた豊かな生活環境の実現をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園の適正な維持管理 (2) 身近な公園の整備と公共空間の確保 (3) 緑化の推進とみどりの保全 (4) 水辺空間の整備
	第3節 美しい水環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や排水路などの水質が改善され、清潔で快適な水環境をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 汚水処理施設の整備 (2) 合併処理浄化槽の普及 (3) 汚水処理施設管理の充実 (4) 浄化槽の管理 (5) 農業集落排水の運営 (6) 水環境保全の推進
	第4節 環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政が一体となって、地球規模の環境問題に積極的に取り組む社会をめざします。 ・市民と協働で、身近な地域環境の保全に取組み、美しい生活環境をめざします。 ・公害問題のない、環境にやさしい快適な生活環境をめざします。 ・動植物種の保護に努め、自然豊かな環境をめざします。 ・持続可能な循環型社会の構築をめざします。 ・廃棄物が適正に処理される社会をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地球環境の保全 (2) 地域環境の保全 (3) 公害の未然防止対策 (4) 自然環境の保全 (5) 循環型社会の構築 (6) 廃棄物の適正な処理
	第5節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した時、市民の生命や財産を守れるまちをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理体制の充実 (2) 水防体制の充実 (3) 防災施設の充実 (4) 防災意識の高揚 (5) 既存建築物の耐震化の支援
	第6節 総合的な治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による河川の氾濫や浸水被害が発生しないまちをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 雨水処理施設の整備 (3) 雨水処理施設管理の充実
	第7節 暮らしを支える上水道の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全・おいしい水の安定した供給をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設の整備 (2) 水の安定供給 (3) 水質管理の充実
	第8節 安全で明るいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して暮らせる犯罪のない社会をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯体制の充実
	第9節 交通事故のないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故のない安全なまちをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路交通環境の整備 (2) 交通安全意識の高揚
	第10節 安心して暮らせる消防・救急体制 の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・失火による火災の発生や放火を防ぐまちづくりをめざします。 ・消防施設の整備や消防職員の技術向上、消防装備の充実をめざします。 ・救急車による医療機関への収容時間の短縮や救命率の向上をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防体制の充実 (2) 火災予防対策の推進 (3) 救急・救助体制の充実
第11節	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が不当に不利益を被らない社会をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者保護の充実 	

まちづくりの目標	施策名	施策の目的	施策小項目
	消費者保護の推進	・消費者団体の活動が活性化し、自立した活動ができることをめざします。	(2) 消費者団体の育成
第4章 躍動・活力・賑わいの まちづくり (地域振興部門)	第1節 秩序ある土地利用の推進	・長期的な視点に立ち、地域の特徴を活かし、総合的かつ計画的な土地利用をめざします。	(1) 計画的な土地利用の推進
	第2節 新しい市街地の整備	・快適な市民生活を支えるため、環境に配慮した市街地の形成を図ります。 ・吉川の新たな玄関口にふさわしい吉川美南駅と一体となったまちづくりを推進します。	(1) 吉川中央地区の整備 (2) 吉川美南駅周辺地域の整備
	第3節 快適な道路網の充実	・すべての人が安全で快適に通行できる道路環境をめざします。	(1) 幹線道路の整備 (2) 生活道路の整備 (3) 道路の維持管理の充実
	第4節 充実した公共交通網の整備	・市民が都市間を移動しやすくなることをめざします。 ・誰もが公共交通機関を利用して行きたい場所、行きたい時に移動する機会が得られることをめざします。 ・市民が公共交通機関を利用しやすい環境づくりをめざします。	(1) 都市間交通の充実 (2) 市内公共交通網の整備 (3) 交通利便性の向上
	第5節 魅力ある農業の振興	・安定・持続した農業経営のもと、消費者に安全安心な吉川産農産物が安定供給されることをめざします。 ・農業生産基盤を整備することにより、生産効率の高い農業が行われることをめざします。 ・土に親しむ機会などが増えることにより、市民の農業に対する関心が高まることをめざします。	(1) 生産基盤の整備 (2) 農業経営の活性化 (3) 市民に理解される農業振興
	第6節 賑わいある商業の振興	・事業者の経営の安定・持続と消費者に魅力ある個店の増加と新規創業ができることをめざします。	(1) 経営の安定化 (2) 商業基盤の整備
	第7節 活力ある工業の振興	・中小企業の経営の安定・持続と新規創業が増加することをめざします。 ・工業団地が整備されることにより、立地企業が増えることをめざします。	(1) 経営の安定化 (2) 工業団地の整備 (3) 企業の立地推進
	第8節 労働環境の充実	・雇用の安定と就労機会が拡大されることをめざします。 ・勤労者が安心して働ける労働環境の向上をめざします。	(1) 就労機会の拡大 (2) 勤労者福利厚生充実 (3) 働くひとのための相談の利用促進
	第9節 観光の充実	・吉川の魅力が広まり、観光客が増加することで賑わいのあるまちになることをめざします。	(1) 観光事業の充実 (2) 観光資源の開発
第5章 生きがい・学び・伸び ゆくまちづくり (教育文化部門)	第1節 生涯学習による人づくり・まちづくり	・市民が生涯のあらゆる時期において、学習する機会が得られることをめざします。	(1) 生涯学習への支援 (2) 市民参加による事業の推進 (3) 学習内容の充実 (4) 学習情報の提供 (5) 学習施設の整備充実 (6) 人材の育成・活用 (7) 団体の育成・支援
	第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実	・家族と郷土を愛し、志を持って生きていく吉川市の児童生徒を育成するために、教職員の資質の向上、学校施設の整備、学校給食の充実、家庭地域との連携をめざします。	(1) 確かな学力の向上 (2) 教員の指導力の充実 (3) 健やかな心と身体の成長 (4) 学校施設と教育環境の整備 (5) 進学機会の確保 (6) 地域と歩む学校
	第3節 青少年健全育成の充実	・次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人となることをめざします。	(1) 健全育成活動の充実 (2) 教育相談活動の充実 (3) 非行防止活動の充実

まちづくりの目標	施策名	施策の目的	施策小項目
	第4節 幼児教育の充実	・小学校就学前の子どもたちが生活や学習の基礎を身に付けられることをめざします。	(4) いじめや不登校の早期対応・解消 (1) 幼児教育の支援 (2) 保育所・幼稚園・小学校の連携
	第5節 家庭・地域・学校の連携	・家庭の中で、子どもが社会で生活する力が身につくことをめざします。 ・子育て家庭を地域で支えることをめざします。	(1) 家庭教育学級の充実 (2) 保護者への支援 (3) 地域の教育力の活用
	第6節 多彩で個性ある文化の創造と伝承	・市民の自主的な芸術文化活動を通して地域に根ざした文化の振興と、郷土の歴史や文化が広く伝承されることをめざします。	(1) 文化財の保護・保存 (2) 歴史資料の収集・調査・保存・活用 (3) 文化財愛護活動の推進 (4) 芸術文化活動への支援 (5) 施設の整備充実
第6章 まちづくりの推進のために (行政運営)	第1節 広聴・広報の充実	・市政に反映させるために、的確な市民ニーズを把握することをめざします。 ・市政を市民に伝えることで理解が高まることをめざします。	(1) 広聴の充実 (2) 広報の充実
	第2節 情報公開の推進	・市民が必要な市の情報を必要とときに入手できることをめざします。 ・市の保有している個人情報をも本人の権利利益を害することのないよう管理することをめざします。	(1) 情報公開・個人情報保護の適正な運用 (2) 積極的な情報の提供
	第3節 情報化の推進	・情報通信技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上をめざします。	(1) 情報機器の適正な管理運用 (2) 情報通信技術を活用した利便性の向上
	第4節 計画的、総合的な行政の推進	・明確な目標設定と評価、評価に基づく継続的改善が行われることをめざします。 ・市民満足度のより一層の向上をめざします。 ・社会情勢などにより変化する行政需要に対応できる組織をめざします。 ・各部署が必要としている人材の確保と職員の能力向上をめざします。	(1) 行政評価によるマネジメントの推進 (2) 品質マネジメントシステムの推進 (3) 計画的な行財政改革の推進 (4) 組織体制の整備 (5) 人事管理の充実
	第5節 持続可能な財政運営	・計画的な行政運営を推進するために必要な財源が確保できるよう、継続的かつ安定的な財政運営をめざします。	(1) 計画的な財源配分 (2) 計画的な市債の活用 (3) 財源の確保 (4) 財政状況の公開
	第6節 公有財産の適正管理	・行政サービスの提供に必要となる適正な財産保有と公有財産の効率的・効果的で適正な管理をめざします。	(1) 公有財産の適正管理 (2) 新庁舎の建設 (3) 公共施設等のマネジメント確立
	第7節 地方分権の推進	・自己決定、自己責任で、地域の問題を解決することをめざします。	(1) 権限移譲の推進 (2) 広域連携の充実
	第8節 シティプロモーションの推進	・市民が誇りに思えるような吉川市の魅力を創出するとともに、市内外に発信することで、まちの価値を高めることをめざします。	(1) 魅力の発掘と充実 (2) 新たな魅力の創出